



資源とごみ、リサイクル

資源とごみ

資源とごみの収集など

問合先 各清掃事務所(→140P)

清掃事業課

(家庭ごみに関すること)

清掃リサイクル担当 ☎5744-1628

(事業系ごみに関すること)

許可指導係 ☎5744-1629

※収集日はお住まいの地域によって異なります。収集日、出し方などくわしくはパンフレットや区のホームページをご覧になるか、「大田区ごみ分別アプリ」をご利用ください。

パンフレットは清掃事業課、清掃事務所、特別出張所などで配布しています。

集積所の清掃や防鳥用ネットの管理は地域の方々に行っていただいている。

集積所の新設・移動・分散のご相談は管轄の清掃事務所へご連絡ください。

●資源 週1回(9品目)

[品目ごとにひもでしばって出すもの]

①新聞と折込チラシ②雑誌と雑がみ③紙パック④段ボール(※雑がみは、紙袋に入れて出して構いません。)

※写真、アルバム、汚れや匂いのついた紙、紙コップ、ヨーグルトや生クリームの容器などは可燃ごみです。

[水で軽くすすぎ、品目ごとに中身が見える袋に入れて出すもの]

⑤飲食用びん⑥飲食用かん⑦食品トレイ⑧飲料用ペットボトル(キャップとラベルは外して可燃ごみへ)⑨発泡スチロール(ラベル・伝票などは外してください)

※・油などで汚れたびん・かんは不燃ごみへ。

・汚れた食品トレイやペットボトル、弁当、惣菜の容器、シャンプーや洗剤のボトルなどは可燃ごみです。

●可燃ごみ 週2回

プラスチック・ビニール類、生ごみ、貝がら、再生できない紙、紙おむつ、皮革製品、ゴム製品、衣類、廃食用油(紙や布にしみ込ませるか、凝固剤で固めたもの)、少量の植木の葉・枝など。ラップやレジ袋、納豆容器も対象です。

- ・生ごみは、水を切って出してください。
- ・「90リットル以下のフタつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。

●不燃ごみ 月2回

以下の種類に分けて出してください。

「ガラス製品、陶磁器など」「小型の家電製品、金属類」「電球・蛍光灯」「乾電池」「ライター」「傘」

- ・ライターは中身を使いきってからお出しください。
- ・割れたガラスは、紙などに包んで「危険」と表示してください。
- ・「90リットル以下のフタつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。

●スプレー缶・カセットボンベ

使いきったスプレー缶、カセットボンベは「資源」の日に、中身の見える別袋に入れて出してください。

- ・他の品目とは混ぜないでください。

●粗大ごみ(家庭用)申込制

家庭から出る一辺の長さがおおむね30cm以上の家具・寝具や電気製品などの収集は、申し込み制で有料です。電話またはインターネットからお申し込みください。

△申込先 大田区粗大ごみ受付センター

☎ 0570-037-530



※大田区ホームページからリンクしています。

△受付 12月29日～1月3日と保守点検日(年数回)を除く毎日、午前8時～午後7時

△申込個数 電話申込は1回につき20個まで。
インターネット申込は1回につき10個まで。

●粗大ごみの持込み

年末年始の休業日を除く毎日、粗大ごみをご自身で指定場所に持ち込むことが出来ます。持ち込みを希望する日の2日前までに必ずお申し込みください。ただし、1日に受け付けられる件数には上限があります。

なお、インターネットでの申し込みはできません。

△申込先 大田区粗大ごみ受付センター

☎ 0570-037-530

△持込先 京浜島(詳細はお申し込み時にご案内します)

△手数料 品目ごとに免除(無料)、または減額します。

△持込個数 1回につき10個まで、引越しに伴う場合は20個まで。

△その他 持込み時に、持込み者の本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)を持参してください。

車両は、自家用車(業務用を除く)又は2トン車までのレンタカーに限ります。

●臨時ごみ

引越しや大掃除、植木の枝葉などで一度に多量に出るごみは、臨時ごみとして有料で収集します。早めに管轄の清掃事務所にご相談ください。

●動物の死体

[家庭で飼われていたペット]

25キログラム未満のものに限り有料で引き取ります。

▽申込先 管轄の清掃事務所

△料金 一頭：3,100円

[飼主が不明な動物]

私有地、私道、都道(夜間を除く)

▽申込先 管轄の清掃事務所

区道

▽申込先 管轄の地域基盤整備課

国道

▽申込先 国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所品川出張所(☎ 3799-6315)

* (一般・産業)廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。

中小事業者等が、やむを得ず区収集に出す場合は、大田区専用の事業系有料ごみ処理券をあらかじめ購入して、店名・会社名を記入・貼付して出してください。また、資源はできるだけ民間自主回収ルートを活用してください。

●廃棄物保管場所や再利用対象物保管場所・回収資源保管場所の設置に関する事前協議及び設置届は、該当建築物の所在地を管轄する清掃事務所へご相談のうえ提出してください。

●一般廃棄物処理業や浄化槽清掃業の許可や変更等に関する問い合わせは、清掃事業課許可指導係へ
☎ 5744-1629

●区では収集できないもの

石油類、ガスボンベ、毒物など有害性・引火性のあるものや危険なもの。また、土・砂・石、ピアノ、消火器、金庫、自動車やオートバイも収集できません。メーカーや販売店にご相談ください。

●事業系ごみ

お店や会社などの事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することになっています。

処分の方法

*自らの責任において処理施設に運搬する。

ごみの戸別訪問収集

問合先 各清掃事務所(➡ 140P)

ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難で、他の方の協力を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯のごみを収集します。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

- ①要介護2以上に認定されている方
- ②身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方
- ③その他区長が認める方

リサイクル

集団回収を始めるときは

問合先 各清掃事務所(➡ 140P)

リサイクル活動グループとして登録し、集団回収(新聞、雑誌、段ボール、かん等の資源回収)を行うと回収実績に対して報奨金の支給があります。新たにグループでリサイクル活動を始める場合にはご相談ください。

▽登録について

1グループ当たり原則10世帯以上で登録できます。

登録手続きは管轄の清掃事務所へ。

家電のリサイクル

エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫が不用となったときは、購入した販売店、または買い替えをする販売店に引き取りを依頼してください。区では回収できません。引き取りを依頼できる家電販売店がない場合は、家電リサイクル受付センター(受付：月～金曜午前9時～午後5時、☎ 0570-087-200、ホームページ<https://kaden23rc.jp>)へお申し込みください。いずれの場合も、収集・運搬の料金とリサイクル料金がかかります。

小型家電リサイクル

問合先 清掃事業課 ☎ 5744-1628

区では、小型家電のリサイクルを行っています。大田区役所、清掃事務所、特別出張所、一部の区立図書館等の区内42か所に設置の回収ボックスへお持ち込みください。

回収品目(10品目)

- ①携帯電話 ②携帯音楽プレーヤー
- ③携帯ゲーム機器 ④デジタルカメラ
- ⑤ポータブルビデオカメラ ⑥ポータブルカーナビ
- ⑦電子辞書 ⑧卓上計算機
- ⑨ACアダプター ⑩USBメモリ

家庭用パソコンのリサイクル

家庭用パソコンが不用となったときは、各メーカーに回収の申し込みをしてください。区では回収できません。

- ・自作機・日本撤退メーカーの場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会

(受付：祝日を除く月～金曜午前10時～12時・午後1時～5時 ☎ 5282-7685、ホームページ<https://www.pc3r.jp/>)へご相談ください。

- ・宅配業者に回収を依頼する場合は、リネットジャパンリサイクル株式会社(受付：年末年始の休業日を除く午前10時～午後5時 ☎ 0570-085-800、ホームページ<https://www.renet.jp/>)へご相談ください。

